

天理市公告第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第13条の6第3項の規定により天理市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、天理市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、天理市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和6年1月31日

天理市長 並河 健

1 縦覧場所

天理市役所 2階 環境経済部農林課

2 縦覧期間

自 令和6年1月31日（公告年月日）

至 令和6年2月29日（公告年月日から起算して30日間）